

松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
既存盛土等分布調査業務委託特記仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本業務は、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という。)に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域(以下「規制区域」という。)内に存在する既存盛土等の分布状況を把握し、応急対策の必要性の判断を行うことを目的とする。

第 2 条 (適用)

本特記仕様書は、「松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等分布調査業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

2 特記仕様書に記載されていない事項については、松山市設計業務等共通仕様書に基づくものとする。

第 3 条 (適用範囲)

本特記仕様書は、松山市(以下「発注者」という。)が受託者(以下「受注者」という。)に委託する本業務に適用するものである。

第 4 条 (準拠する法令等)

本業務は、本特記仕様書によるほか、次の関係法令通達等に準拠して実施するものとする。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (2) 都市計画法
- (3) 砂防法
- (4) 地すべり等防止法
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (7) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
- (8) 基礎調査実施要領(規制区域指定編)
- (9) 基礎調査実施要領(既存盛土等調査編)
- (10) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
- (11) その他関係法令及び規則

第5条（提出書類）

本業務を実施するにあたり受注者は、以下の書類を作成し提出するものとする。

- （1） 業務計画書
- （2） 業務着手届
- （3） 業務工程表
- （4） 管理技術者、照査技術者、担当技術者届出書（経歴書、資格証明書、身分証明書）

第6条（守秘義務及び品質管理）

受注者は本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏えいしてはならない。また、本業務で使用する資料や成果品等を発注者の了承なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分に留意しなければならない。

第7条（業務報告の義務）

受注者は、本業務実施期間中、必要に応じ発注者に中間報告書を提出するものとする。

- 2 発注者と受注者の打ち合せ事項については、その内容を受注者が協議簿に明記し、発注者に提出のうえ承認を受けるものとする。

第8条（配置予定技術者）

本業務に従事する技術者は、直近3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある実務経験が1年以上あるものとする。

2 管理技術者は、砂防及び盛土関連業務を熟知した者でGISによる土地利用情報、地形、地質状況等のデータを取り扱える適正な技術者を選定する。

3 照査技術者は、照査するために必要な経験を有する者で、業務全般にわたる適切な技術的管理を行える技術者を選定する。

4 担当技術者は盛土規制法に基づく基礎調査、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説に基づく変動予測調査、土砂災害防止法に基づく基礎調査等の盛土関連業務の経験を有する者とする。

第9条（損害の賠償）

本業務中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

第10条（一括再委託等の禁止）

委託業務の全部、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は前項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承認を得なければならない。

第11条（成果品の検査・納品）

業務終了後は、発注者の完成検査を受けなければならない。なお、本特記仕様書に適合しない部分がある場合は、受注者は速やかに修正を行わなければならないものとする。

2 また、受注者の過失による不適格な成果があった場合は、それを修正したうえで、改めて納品することとする。

第12条（契約不適合責任）

成果品の引渡し後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の指示に従い、修正・補正及び必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

第13条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物を除き、全て発注者に帰属するものであり、受注者は、発注者の承認を受けずに複製や、他に公表・貸与してはならないこととする。

第14条（仕様協議）

詳細な業務内容の仕様については、発注者と受注者の間で十分な協議を行い、定めるものとする。

2 本仕様書の各項について、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議し選定するものとする。

第15条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和6年3月31日までとする。

第2章 業務内容

第16条（業務対象）

本業務の対象範囲は、松山市全域（429.35km²）とする。

調査の対象は、規制区域内において許可又は届出を要する規模の盛土等とし、一定の規模（面積が3,000m²）以上のものを優先して調査することとする。なお、盛土規制法の規制の対象外となる公共施設用地や、盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、調査の対象としない。

第17条（業務概要）

本業務の概要は、以下のとおりである。

(1) 計画準備	1式
(2) 資料収集整理	1式
(3) 既存盛土等分布調査（机上調査）	1式
(4) 既存盛土等分布調査（位置情報整理）	1式
(5) 応急対策の必要性判断	1式
(6) とりまとめ	1式
(7) 報告書作成	1式
(8) 打合せ協議	1式

第18条（計画準備）

受注者は、本業務を実施するにあたり、業務の目的・趣旨、過年度成果等を十分に把握したうえで、業務実施計画書を作成し、発注者に提出のうえ承認を受けるものとする。

第19条（既存盛土等分布調査）

規制区域内の既存盛土等を抽出するため、基礎資料の収集、盛土等の抽出、盛土等の位置の把握を行う。

(1) 資料収集整理

基礎資料として、造成前後の地形データや衛星データ等を収集する。また、必要に応じて既往の調査結果や法令許可等の状況、パトロールや通報等の情報も収集する。

(2) 既存盛土等分布調査（机上調査）

収集した地形データや衛星データ等をもとに、机上で画像の色調や盛土等の造成前後の標高等を比較して、盛土等を抽出する。抽出に当たっては、既往の調査結果や法令許可等の状況、パトロールや通報等の情報を適宜参考とするとともに、必要に応じて公道等からの現地確認を行い、机上調査で抽出された箇所が盛土等に該当するか確認する。

(3) 既存盛土等分布調査（位置情報整理）

抽出した盛土等の位置状況等を整理し、一覧表及び位置図を作成する。一覧表には、盛土等の所在地のほか、適宜面積や造成年代等を含めるものとする。また位置図は、盛土等の位置や周辺の地形等の状況を把握できるよう、適切な精度をもって作成することを基本とし、位置の表示は、盛土等の規模も把握できるよう、盛土等のおおよその範囲を示すものとする。

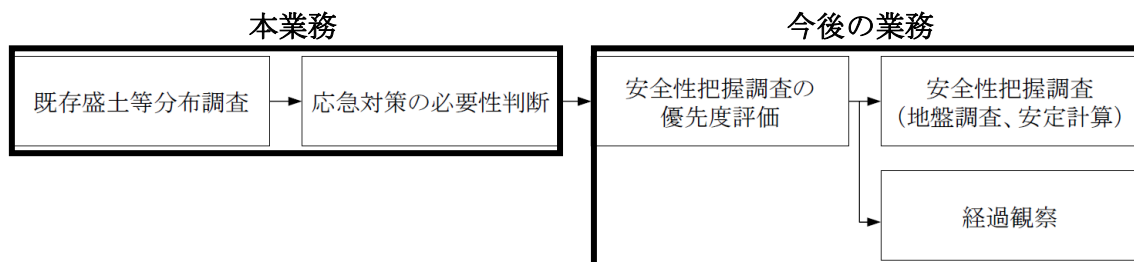
第20条（応急対策の必要性判断）

既存盛土等分布調査で把握された盛土等について、公道等からの現地確認等により、応急対策の必要性を判断する。なお、既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている場合は、応急対策が必要な盛土等と判断し、概略対策工法及び概算工事費を複数提案する。

第21条（とりまとめ）

上記の作業により得られた情報をとりまとめ、一覧表、位置図等に整理する。また、GISデータとしてまとめ、松山市所有のシステムに搭載できるよう、必要に応じてシステム保守企業とGISデータの設定について協議調整を行う。なお、安全性把握調査の優先度評価、安全性把握調査及び次期基礎調査に向けた対応案を検討し、本業務の内容及び結果と併せて分かりやすくとりまとめる。

（参考）既存盛土等調査の全体の流れ



第 2 2 条（報告書作成）

本業務の内容及び結果を報告書としてまとめるものとする。成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 成果報告書（A4 版） | 2 部 |
| ② 成果報告書電子媒体 | 2 部 |
| ③ 既存盛土分布図（縮尺、サイズは協議により決定する） | 2 部 |
| ④ GIS データ（Shape ファイル形式） | 1 式 |
| ⑤ その他監督員の指示するもの | 1 式 |
- 上記①から⑤までを HDD で納品

第 2 3 条（打合せ協議）

打合せ協議回数は、着手時、中間 3 回、成果品納入時の計 5 回行うものとする。受注者は作業実施計画書及び関係資料を基に発注者と綿密な協議を行い、作業実施の方針並びに工程を明確にするとともに、作業実施中においても必要に応じ十分な打合せを行うものとする。